

W T O 主要協定の概要

1. 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

- (1) ウルグアイ・ラウンド合意を実施するための制度的な枠組みとして世界貿易機関（W T O）を設立
- (2) W T O の加盟国には W T O 協定本体及び多角的貿易協定の適用を義務化（シングル・アンダーテイクング）
- (3) 最高意思決定機関である閣僚会議を少なくとも 2 年に一度開催
- (4) コンセンサス方式による意思決定の慣行の維持

2. 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定（1994 年の G A T T）

これまでの G A T T を継承

- (1) 原則 ①最恵国待遇、②内国民待遇、③数量制限の禁止
- (2) 市場アクセス
①関税譲許（上限を約束）、②セーフガード、③国際収支悪化を理由とする輸入制限
- (3) 公正貿易のルール
①アンチ・ダンピング、②相殺関税
- (4) 透明性の確保
各国国内法令等の公表

3. 農業に関する協定

- (1) 市場アクセス
①関税以外の全ての国境措置の関税化
・ ミニマム・アクセスを 95 年に 3% とし、以後毎年 0.4% ずつ増大させ、6 年間で 5% まで拡大
（注）関税化の先送りも定められているが、この場合、95 年の 4% からその間毎年 0.8% ずつミニマム・アクセス拡大を行うこととされている。
・ 特別セーフガードの適用
- ②全ての農産品について関税を譲許
- ③関税引下げ
・ 6 年間に単純平均で 36%（最低 15% 以上）削減（途上国は 10 年間、L D C は削減なし）
- (2) 国内支持
貿易歪曲効果の大きな国内支持に対する規律を強化するため国内支持を以下の 3 つに分類
・ 削減の対象（総額を 6 年間で 20% 削減）：①市場価格支持等（イエロー）
・ 削減の対象外（貿易に対する歪曲効果又は生産に対する影響が全くないか又は最小限なもの）：②農村基盤整備、備蓄等（グリーン：相殺関税対象外）、③生産調整等（ブルー：相殺関税の対象となりうる）
- (3) 輸出競争
輸出補助金の削減
- (4) 実施期間の終わる 1 年前（2000 年中）に、改革のプロセスの継続等のための交渉を開始

4. 貿易に関連する投資措置に関する協定（T R I M s）

内国民待遇や数量制限の禁止の原則に反する、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、製品の輸出要求、為替規制を通じた輸入制限等を廃止
（先進国は 2 年、途上国は 5 年、L D C は 7 年以内）

5. 1994 年の G A T T 第 6 条の実施に関する協定（アンチダンピング協定）

ダンピングマージン計算方法、損害認定、調査手続方法等につき一定の基準や手続を示すことによりアンチダンピング課税に際しての規律を強化

6. 1994年のGATT第7条の実施に関する協定（関税評価協定）

- (1) 関税を課す際の課税価額の算定方法を規定
 - ① 売手と買手との間の「輸入貨物の取引価額」（現実に支払われる価格に、必要に応じ特定の費用を加算したもの）を用いることが原則
 - ② 「輸入貨物の取引価額」を用いることが困難な場合の他の評価方法等も併せて規定。
 - ③ 課税価額のベース（C I F（運賃保険料込み価格）、F O B（甲板渡し価格）等）は、各国の裁量
- (2) 途上国には5年間の協定適用猶予期間（更に猶予期間を延長することも可能）

7. 原産地規則に関する協定

非特惠原産地規則（W T O 譲許税率を適用する際に、ある産品がどの国で生産されたかを決定する規則）を策定（現在策定中）

8. 補助金及び相殺措置に関する協定

貿易歪曲効果の大きな補助金に対する規律を強化するため、補助金を以下の3つに分類、相殺措置に関して基準や調査手続等を規定

- ① 禁止される（レッド）補助金：輸出補助金及び国産品優遇補助金
 - ② 相殺関税発動の対象とならない（グリーン）補助金（注）：一般的利用可能性のある補助金及び特定性のある補助金のうち一定の条件を満たす研究補助金、地域開発補助金、環境補助金
 - ③ 上記のどちらでもなく相殺関税の対象となりうる（イエロー）補助金
- （注）5年間の暫定適用（1999年まで）。

9. セーフガードに関する協定

輸入急増の際にとられる緊急避難としてのセーフガード措置（関税の引上げ、輸入数量制限の導入）の規律について規定

- ① 全ての輸出国に対し無差別に適用（選択適用の禁止）
- ② 輸出自主規制措置等の灰色措置は禁止（原則として95年から4年以内に撤廃）

10. サービスの貿易に関する一般協定（GATS）

- (1) 原則 ① 最恵国待遇（10年間例外あり）、② 内国民待遇（個別の留保あり）
- (2) 市場アクセス
自由化約束を約束表に記載
- (3) 透明性の確保
各国国内法令等の公表
- (4) 漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため、95年から5年以内に引き続き交渉のラウンドを開始

11. 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）

知的所有権の保護水準についての遵守すべき最低基準を規定
（先進国は1年、途上国は5年、L D Cは原則10年間適用延期可能）

- (1) 原則 ① 最恵国待遇、② 内国民待遇
- (2) 対象としている知的所有権
著作権、著作隣接権、商標権、地理的表示、意匠権、特許権、半導体集積回路配置図、非公開情報
- (3) 司法・行政手続について詳細な規律を規定
著作権、商標権侵害物品については輸入差止申立て制度の導入
- (4) ぶどう酒及び蒸留酒に係る地理的表示の多数国間の通報登録制度の設立について交渉

12. 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）

- (1) W T O 協定本体及び多角的貿易協定を対象とする統一紛争解決手続を規定。
（本紛争解決手続によらずに対抗措置をとってはならない。）
- (2) D S B（紛争解決機関）、上級委員会（常設の再審機関）、パネル等における手続の明確化・迅速化
- (3) 対抗措置としては、原則として同一分野でとられるものとしているが、一定の条件の下でのクロス・セクトラル・リタリエーション（分野を超えた対抗措置）が可能